「雄物川水系河川整備学識者懇談会」設立趣意書(案)

雄物川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、雄物川は過去幾度となく洪水に見舞われ、地域に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に昭和22年7月洪水では、雄物川全体で死者・行方不明者11名、流出・全壊家屋308戸、床上・床下浸水25,361戸という未曾有の被害を受け、その後も昭和47年7月、昭和62年8月等、洪水被害が発生しております。

雄物川水系の本格的な治水事業は、明治27年8月洪水や明治43年9月洪水を契機に、下流部において、秋田市街地の洪水被害軽減を主目的として大正6年から放水路事業に着手したのが始まりです。

上流部については、昭和18年に支川皆瀬川の改修に着手しましたが、昭和22年7月洪水等の度重なる洪水被害を受けたことから、昭和26年に計画を見直し、大曲市街地を守るための捷水路事業を実施するとともに、鎧畑ダム・皆瀬ダムが建設されました。

その後、昭和39年の新河川法の制定を受け、昭和41年に雄物川水系が一級河川として 指定され、雄物川水系工事実施基本計画を策定、昭和49年の改定を経て、堤防の整備や 玉川ダムの建設等、治水対策や水資源確保のための水系の一貫した河川整備を行ってき ました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民のニーズに応えるため、平成9年に河川法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられました。また、従来の「工事実施基本計画」にかわり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね30年間の具体的な河川整備に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが位置付けられました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、県知事又は関係市町村の長の意見を反映する手続きが導入されました。

雄物川水系の河川整備基本方針は、社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て平成2 0年1月28日に決定したところであり、今般、その方針に沿って、雄物川水系河川整備計 画を策定することとしました。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見 を聴くための「雄物川水系河川整備学識者懇談会」を設立するものです。